

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年12月2日

横浜市契約事務受任者
瀬谷区長 植木 八千代

1 契約の概要

令和6年10月27日執行第50回衆議院議員総選挙シャトルバス運行業務委託

2 履行(納品)場所

瀬谷駅から旧神奈川県立瀬谷西高等学校

3 契約日

令和6年10月25日

4 履行日又は履行期間

令和6年10月27日

5 契約金額

¥242,000.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市瀬谷区瀬谷4-7-22

イースタン企画株式会社

代表取締役 松尾 高明

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

第50回衆議院議員総選挙は解散から選挙期日までの準備期間が非常に短く、即時的に契約を行う必要がありました。受託先を確保できない場合、開票従事者の確保が困難となり、市民及び本市にとって重大な支障が生じることから、緊急に受託先を確保する必要がありました。

以上の理由から、地方自治法第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号に基づき、緊急契約(単独随意契約)を行い、当該業者へ業務委託しました。

8 契約の相手方の選定理由

令和6年度一般競争入札有資格者名簿から次のとおり選定したところ、イースタン

企画株式会社が該当したため。

- ・開票会場である旧瀬谷西高等学校の立地から、大型バスの乗り入れが困難であり、マイクロバスを保有している事業者を選定。
- ・上記に加え、開票は夜間になり、安全な運行に努めるには当校の地理を熟知している事業者の選任が適切なため、当校が開催地である区民まつりにおいて同じ経路のシャトルバスを運行した実績のある事業者を選定。

9 所管課

瀬谷区総務課